

鳥取型低コストハウスによる施設園芸等推進事業費補助金交付要綱

制定	平成28年3月31日第	201500193201	号
一部改正	平成29年3月28日第	201600196536	号
一部改正	平成30年3月7日第	201700293047	号
一部改正	平成30年9月11日第	201800123572	号
一部改正	平成31年3月27日第	201800342781	号
一部改正	令和2年3月25日第	201900331678	号
一部改正	令和3年3月19日第	202000321347	号

鳥取県農林水産部長通知

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、鳥取型低コストハウスによる施設園芸等推進事業費補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、本県農業の活力増進のため、県が開発した鳥取型低コストハウスの導入を国事業の産地生産基盤パワーアップ事業(以下「国事業」という。)を活用して推進し、高収益な野菜・花き・果樹等のハウス栽培品目の生産振興を図ることにより、施設園芸品目等を緊急的に生産拡大することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、産地生産基盤パワーアップ事業実施要綱(令和2年2月28日付元生産第1695号農林水産事務次官依命通知。以下「国実施要綱」という。)及び鳥取型低コストハウスによる施設園芸等推進事業実施要領(平成28年3月31日付第201500193201号鳥取県農林水産部長通知。以下「県実施要領」という。)に基づき実施される別表の第1欄に掲げる事業(以下「間接補助事業」という。)を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、当該間接補助事業に要する同表の第3欄に掲げる経費(以下「間接補助対象経費」という。)の額(仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。)を除く。同表の第7及び第8欄に定める額を限度とする。)に同表の第4欄に定める率を乗じて得た額(ただし、1円未満の端数が生じた場合はこれを切捨てるものとする。)以上の間接補助金を交付する同表の第5欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、第1項の間接補助金から国事業の補助金を減じて得た額に3分の2(以下「補助率」という。)を乗じて得た額(ただし、1円未満の端数が生じた場合はこれを切捨てるものとする。)に国事業の補助金を加えて得た額以下とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例(平成23年鳥取県条例第68条)の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

4 補助事業の実施に当たっては、別表の第9欄に定める要件を満たさなければならない。

また、機械導入の場合、過剰とみられる機械等の整備を排除するとともに、年間の効率的な利用に努めるなどにより、徹底した事業費の低減、低コスト化が図られるよう努めるものとする。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、知事が別に定める日までに行わなければならない。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から起算して、知事が、その財源に充当する国の補助金の交付を申請してから当該交付の決定を受けるまでの日数に、30日を加えた日数が経過する日までの間に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第2号によるものとする。
- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(間接交付の条件)

第6条 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、第3条第1項に規定する間接補助金（以下単に「間接補助金」という。）を交付するときは、その交付を受ける者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12条（第4項を除く。）、第13条、第14条、第16条第2項後段、第17条、第25条及び第26条	補助事業者等	間接補助事業者等
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	知事	補助事業者
	様式第2号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第3号による	補助事業者が定める
補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金	

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助事業者が行う補助事業に係る別表の第6欄に定める変更以外の変更とする。

- 2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。この場合において、同項中「財源に充当する国の補助金の交付を申請してから当該交付の決定」とあるのは、「変更等について国の承認を申請してから当該承認」と読み替えるものとする。

(間接的な変更等の承認)

第8条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第2号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の別に定める変更等を定めるに当たっては、間接補助事業ごとに別表の第6欄に定める変更並びに間接補助事業の中止及び廃止を定めてはならない。

(指示等の報告)

第9条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

(実績報告の時期等)

第10条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、間接補助事業の完了又は間接交付の中止若しくは廃止の日から30日を経過する日と交付決定を受けた年度(以下「交付決定年度」という。)の翌年度の4月1日のいずれか早い日とする。ただし、国実施要綱第5の第2項の(2)に定める都道府県助成金(以下「都道府県助成金」という。)の全額が概算払により交付された場合にあつては、交付決定年度の翌年度の4月20日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、間接補助事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月1日。

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、間接補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第3号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に償還しなければならない。

(間接補助金の支払い)

第11条 補助事業者は、本補助金の支払いを受けたときは、その支払いを受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者を支払わなければならない。

(間接的な財産処分の承認)

第12条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第25条第2項の規定に準じた内容の条件に基づき、財産の処分の承認をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。この場合において、第5条第1項中「財源に充当する国の補助金の交付を申請してから当該交付の決定」とあるのは、「処

分について国の承認を申請してから当該承認」と読み替えるものとする。

- 3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項ただし書の期間を定めるに当たっては、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間より短い期間を定めてはならない。
- 4 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項第4号の財産を定めるに当たっては、次に掲げる財産を定めなければならない。ただし、当該財産以外の財産を定めることを妨げない。
 - (1) 取得価格又は効用の増加価格が500千円以上のパイプハウス、機械及び器具
 - (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

(収益納付)

- 第13条 補助事業者は、間接補助事業により取得し又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があったことを知った日から10日以内に、知事にその旨を報告しなければならない。
- 2 前項の場合において、知事がその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するよう指示したときは、補助事業者はこれに従わなくてはならない。

(提出書類の部数)

第14条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は正本1部とし、所轄の地方事務所（東部農林事務所、東部農林事務所八頭事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、西部総合事務所日野振興センターをいう。）の長に提出しなければならない。

(財産に関する書類の保管)

第15条 補助事業者は、事業により取得した財産について、処分制限年度を経過するまでの間、様式第4号及びその他関係書類を整備、保管しなければならない。

(雑則)

第16条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、鳥取県農林水産部長が別に定める。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年3月7日から施行する。

この要綱は、平成30年9月11日から施行する。

この要綱は、平成31年3月27日から施行する。

この要綱は、令和2年3月25日から施行する。

この要綱は、令和3年3月19日から施行する。

別記

白ねぎ、ブロッコリーの育苗ハウス面積の設定について

白ねぎ、ブロッコリーの育苗ハウス面積の設定については、以下のとおり取扱う。

1 白ねぎ

露地栽培面積10a分を育苗するのに必要なハウスは、間口6m×長さ10mを目安とし、栽培面積が10a増える毎に、長さが5m増加することとする。

2 ブロッコリー

露地栽培面積10a分を育苗するのに必要なハウスは、間口6m×長さ9mを目安とし、栽培面積が10a増える毎に、長さが4m増加することとする。

表 育苗に必要なハウス面積（6m間口）

	10a	20a	30a	40a	50a
白ねぎ	10m	15m	20m	25m	30m
ブロッコリー	9m	13m	17m	21m	25m

【参考】

- ・播種、土詰め等の作業スペース400cm
- ・外気、湿度等の変化を考慮し、出入口に150cmのスペース
- ・箱の大きさ 幅30cm、長さ60cm、9列配置

(1) 白ねぎ10a定植に必要な苗箱は約60枚

10a分の育苗 育苗床長=65cm(苗箱間の空間込み)×7枚分=455cm

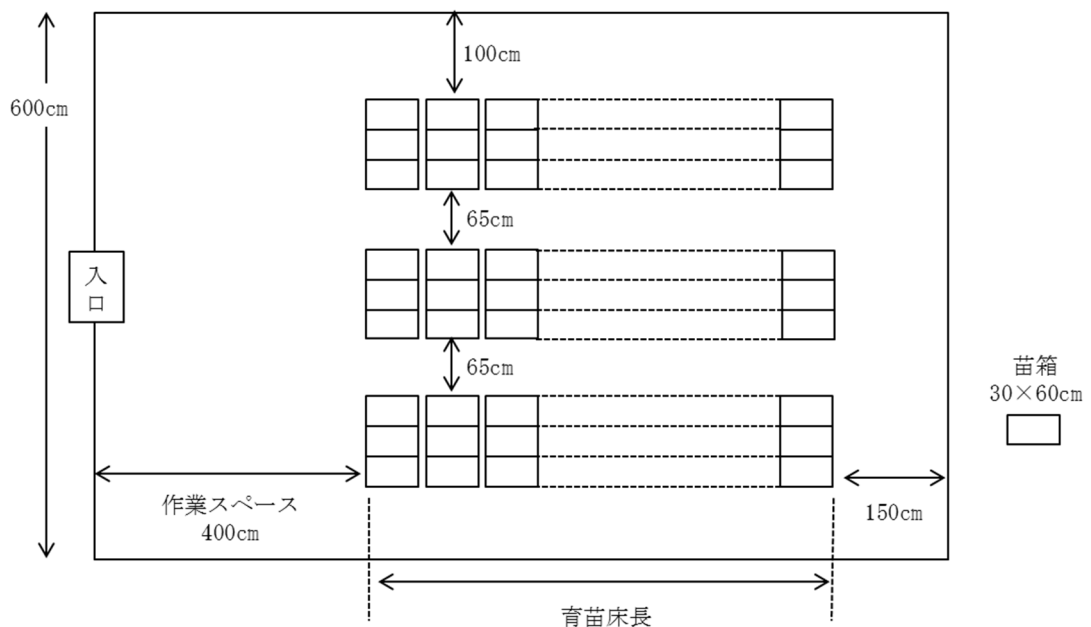
10a分の育苗に要するハウス面積=400+150+455=1005cm ⇒長さ10mが必要
⇒10a増反毎に、約5m延長

(2) ブロッコリー10a定植に必要な苗箱は約40枚

10a分の育苗 育苗床長=65cm(苗箱間の空間込み)×5枚分=325cm

10a分の育苗に要するハウス面積=400+150+325=875cm ⇒長さ9mが必要
⇒10a増反毎に、約4m延長

【育苗イメージ】



別表（第3条、第7条、第8条関係）

1		2		
間接補助事業	内容	取組主体		
鳥取型低コストハウスによる施設園芸等推進事業	<p>スイカ、トマト、葉物類（ホウレンソウ等）、アスパラガス、花き、ブドウなどの産地を発展させるために、JA、農業者グループ等が導入する鳥取型低コストハウスの新たな整備</p> <p><補助対象>次の条件をすべて満たす場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産地生産基盤パワーアップ事業実施要綱（令和2年2月28日付元生産第1695号農林水産事務次官依命通知）別表2の採択要件を満たすこと。 ・県が指定する施設園芸品目等を栽培すること。 ・育苗ハウス（白ねぎ、ブロッコリー）を導入する場合は、対象品目の栽培面積が10a以上増加することとし、育苗に必要なハウス面積の目安は別記の取扱いとする。なお、純増する栽培面積に応じた育苗に要するハウス面積のみを補助対象とする。また、白ねぎ、ブロッコリー以外の育苗ハウスについては、規模要件等、別途協議して決定する。 ・雨よけ仕様を設置する場合、対象品目はトマトに限る。 ・2条雨よけ仕様を設置する場合、対象品目はアスパラガスに限る。 ・ブドウ用雨よけハウスを設置する場合は、対象品目はブドウに限る。 	農業者 生産法人 生産組織 JA等		
3 間接補助対象経費		4 間接補助率	5 間接交付主体	6 間接補助事業の重要な変更
<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取型低コストハウス設置に係る経費 ・鳥取型低コストハウスと一体的に整備する内部設備等の設置に係る経費（注） 		3分の2	市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・補助事業者の名称変更 ・事業の中止又は廃止 ・間接補助金の増額

(注) 対象品目はトマト、イチゴ、ブドウに限る。また、補助対象はハウスの内張（トマト、イチゴ）、高設栽培用ベンチー式（イチゴ）、及び果樹棚、天井換気装置（ブドウ）に限る。なお、リース導入の機械等は補助対象外。

鳥取型低コストハウス設置の間接補助対象経費の限度額

鳥取型低コストハウス	面積あたりの間接補助対象経費の限度額		
	240 m ² 未満	240 m ² 以上～ 300 m ² 未満	300 m ² 以上
耐雪型	7,700 円/m ²	7,300 円/m ²	6,800 円/m ²
通常型	6,600 円/m ²	6,100 円/m ²	5,800 円/m ²
耐雪型（トマト雨よけ仕様）	5,800 円/m ²	5,500 円/m ²	5,100 円/m ²
通常型（トマト雨よけ仕様）	5,000 円/m ²	4,600 円/m ²	4,400 円/m ²

雨よけハウス		面積あたりの間接補助対象経費の限度額
アスパラガス	2条・間口4m以下	3,450 円/m ²
ブドウ	間口1.5m以下	2,700 円/m ²

鳥取型低コストハウスと一体的に整備する内部設備等の間接補助対象経費の限度額

品目	設備名称等	面積または奥行あたりの 間接補助対象経費の限度額
トマト	内張（実際の被覆面積）	1,800 円/m ²
イチゴ	内張（実際の被覆面積）	1,800 円/m ²
	高設栽培用ベンチー式 （排水設備、床面被覆、灌水設備（井戸、液肥混入機を除く）を含む）	17,200 円/m
ブドウ	果樹棚	1,500 円/m ²
	天井換気装置	2,000 円/m

ビニールハウス等の農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく園芸施設共済の加入対象となる施設を導入した農業者は、園芸施設共済、又は民間の建物共済や損害補償保険等（天災に対する補償を必須とする。）に加入するものとする。